

入居前・入居中・退去後に役立つ 居住支援事業案内



居住支援協議会では家主・不動産業の方に、安心してお持ちの賃貸住宅を提供して頂けるよう、様々な入居前・入居中・退去後の支援を行っています。

居住支援協議会は、住宅確保要配慮者(高齢者、障害者等)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進をはかるため、関係団体(地方公共団体、不動産関係団体等)が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、居住支援に係る情報提供等の支援を実施する組織です。

世田谷区居住支援協議会



入居前の支援

お部屋探しサポート

区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。利用される場合は事前にお問い合わせください

会場：世田谷区役所本庁舎及び各総合支所

日時：毎週木、第1～4火・金 午後1～4時

対象：区内在住の60歳以上の方・障害者・18歳未満のお子さん
がいるひとり親世帯・LGBT当事者世帯・外国人世帯

お問い合わせ

住まいサポートセンター
03-6379-1420

世田谷区保証会社紹介制度（滞納家賃一時立替制度）

保証人がいないため賃貸借契約が困難な60歳以上の方等が、区と協定を締結した保証会社を利用することにより入居を支援します。初回利用に限り保証料の一部を区が助成します。（上限2万円） ※生活保護受給世帯は除く

対象：区内在住2年以上の60歳以上の方・障害者・ひとり親世帯

費用：月額家賃および共益費の30%（月額家賃と共益費の合計
が5万円を下回る場合は、5万円として計算）

お問い合わせ

住まいサポートセンター
03-6379-1420

家賃債務保証会社連絡先センター

世田谷区保証会社紹介制度を利用する際、連絡先の確保が困難な利用者に対し、保証会社の連絡先を引き受けることができる「連絡先センター」があります。 ※引き受けには条件があります。詳しくはお問い合わせください。

対象：世田谷区保証会社紹介制度を利用し、連絡先の確保が困難な方

費用：初回2年契約 11,000円（税込）
更新時2年契約 5,500円（税込）

お問い合わせ

（一財）世田谷トラストまちづくり
03-6379-1421

住まいあんしん訪問サービス

お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に入居した高齢者・身体障害者で希望する方に、訪問して定期的に見守り（声がけ）を行います。

対象：お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に入居した高齢者・身体障害者（介護保険の居宅サービスを利用している方を除く）

費用：無料

お問い合わせ

住まいサポートセンター
03-6379-1420

高齢者安心コール

3つのサービスで安心をお届けいたします。①電話相談サービス（365日） ②電話訪問員による電話訪問サービス ③ボランティアによる訪問援助サービス

対象：①は、どなたでも ②はひとりでお住まいの方、高齢者だけでお住まいの方 ③は、②に加えて日中おひとりである方

費用：①、②は無料 ③は実費相当

お問い合わせ

高齢者安心コール
03-5432-1010

あんしん見守り事業

あんしんすこやかセンターにおいて、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯等で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象に、①見守り訪問及び見守り相談、②区民ボランティアの訪問による見守りを実施します。

対象：①はどなたでも

②は65歳以上でひとりでお住まいの方、高齢者だけでお住まいの方などで、見守りの必要性が高いとあんしんすこやかセンターが判断した方

費用：無料

お問い合わせ

各地区（区内28ヶ所）のあんしんすこやかセンターにご連絡ください。（担当のあんしんすこやかセンターは、せたがやコール（03-5432-3333）へお問い合わせください）

入居中の支援

高齢者見守りステッカー

登録番号と高齢者安心コールの連絡先が記載されたステッカーを配付します。事前に、氏名や住所のほか緊急連絡先などを登録いただくことで、緊急時に警察などからの照会に迅速に緊急連絡先へ連絡することができます。

対象：区内に住民登録があり、要介護1以上の認定を受けている方で、認知症により外出先から帰れなくなる等の症状がある方
費用：無料

お問い合わせ
高齢者安心コール 03-5432-1010

ふれあいサービス

日常生活に支援が必要な方に対し、「住民同士の支えあい」の活動として、家事、生活、外出支援を行います。

対象：区内にお住まいの高齢者や心身に何らかの障害がある方等
費用：1時間1,000円（ほかに年会費2,000円、3ヵ月以内の一時利用負担1,000円）

お問い合わせ
住所地の各地域社会福祉協議会事務所
世田谷地域 03-3419-2311
北沢地域 03-5787-8537
玉川地域 03-3702-7777
砧地域 03-5727-6101
烏山地域 03-5314-1891

救急通報システム（高齢）

緊急時に使用する救急通報用ペンダント等を貸し出します。救急通報により、必要に応じて救急車が出勤するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけます。

対象：65歳以上のひとり暮らし等の高齢者で、慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方
費用：システム設置時に8,000円、光回線等の利用者は別途上限4,000円の費用負担あり。
（介護保険料段階により免除される場合があります）

お問い合わせ
住所地の区役所総合支所保健福祉課
（担当の保健福祉課は、せたがやコール（03-5432-3333）へお問い合わせください）

救急通報システム（障害）

緊急時に使用する通報機器等を貸し出します。通報により、民間の受信センターが、東京消防庁に連絡します。

対象：18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者（障害の程度が1・2級）または難病の方。
（高齢者向け救急通報システムの対象者は除きます）
費用：無料

お問い合わせ
住所地の区役所総合支所保健福祉課
（担当の保健福祉課は、せたがやコール（03-5432-3333）へお問い合わせください）

あんしん事業

判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理支援サービス、書類等預かりサービスを実施し、在宅生活を継続できるよう支援します。

対象：認知症や障害等により、福祉サービス利用に必要な情報の理解や判断を行うことが困難な方
費用：相談から契約に至るまでの問い合わせは無料。その後の事業内容は費用負担あり（1時間1,000円）

お問い合わせ
成年後見センターえみい
03-6411-3950

住居確保給付金

住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に対し、原則3ヶ月間の家賃助成とともに、就労支援を行います。受給期間中は就職活動を行い、活動状況の報告をしていただきます。

対象：2年以内に離職した方、または自己の責によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
※支給要件あり

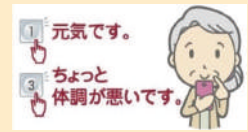
お問い合わせ
ぷらっとホーム世田谷分室
03-6805-2787

見まもっTEL プラス（サービス提供事業者：ホームネット株式会社）

週2回、電話（音声ガイダンス）による入居者の安否確認を行い、また、サービス利用者が自宅内で亡くなった場合には、それに起因して発生した原状回復費用等を最大100万円まで補償するサービスです。

対象：・単身でお住まいの方

- ・電話機をお持ちの方（ダイヤル式電話は利用不可）
- ・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方



費用：	安否確認後の異常時の対応	初回登録料 (税込)	月額利用料 (税込)
	登録先へ、応答がなかった旨をメール	11,000円	1,650円

※区内にお住まいの満60歳以上の方または障害者の方が区内転居時に本サービスに加入する場合、初回登録料のみ、世田谷区が全額補助します。

HNハローライト（サービス提供事業者：ホームネット株式会社）

室内ライトの点灯による入居者の安否確認を行い、また、サービス利用者が自宅内で亡くなった場合には、それに起因して発生した原状回復費用等を最大50万円まで補償するサービスです。

※サービスの取扱い不動産店での申し込みが必要となります。

対象：・世田谷区内在住で、満60歳以上もしくは障害者の方

- ・世田谷区内の民間賃貸住宅に単身で転居される方
- ・電話機をお持ちの方（ダイヤル式電話は利用不可） ※Aプランを除く
- ・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方

費用：	安否確認後の異常時の対応	初回登録料 (税込)	月額利用料 (税込)
Aプラン	登録先へ、点灯の異常をメール	16,500円	1,650円
Bプラン	ホームネット(株) 担当者が電話し、安否確認	16,500円	2,200円
Cプラン	状況により現場派遣員が駆けつけ、安否確認	22,000円	3,850円

※初回登録料は、世田谷区が全額補助します。

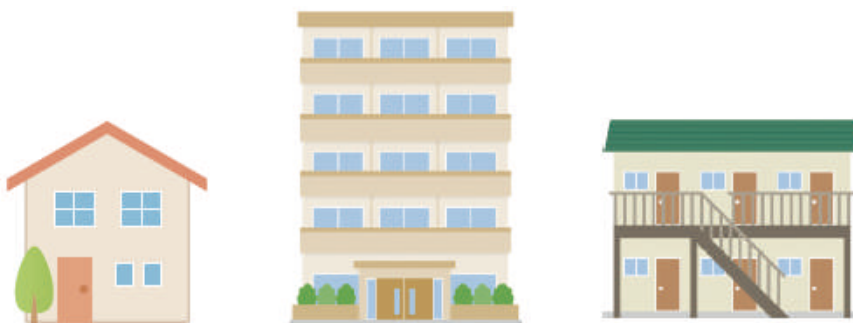
お問い合わせ

【サービスに関して】

ホームネット株式会社	見まもっTELプラス	0120-240-343
	HNハローライト	03-6630-8037

【初回登録料補助に関して】

世田谷区都市整備政策部	居住支援課	03-5432-2505
-------------	-------	--------------



セーフティネット住宅への登録について

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない「セーフティネット住宅（東京ささエール住宅）」として賃貸住宅を登録していただくと、国土交通省の管理する専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、広く情報を周知できます。住宅の登録条件等はお問合せください。

【セーフティネット住宅情報提供システム】

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

セーフティネット住宅



【住宅の登録に関するお問い合わせ先】

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 電話 03-5989-1791

◆登録協力補助（登録協力報奨金）◆

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き室等を一定の住宅確保要配慮者を受け入れる専用住宅として新たに登録した場合に、東京都より、当該貸主及び事業者それぞれ1戸あたり5万円の報奨金を交付します。

詳しい条件等は、東京都住宅政策本部のホームページをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/hojo.html

ひとり親家賃低廉化補助事業

◆家賃低廉化補助◆

区内転居をするひとり親世帯（18歳未満の子どもを養育している低額所得の世帯に限る）の方に住宅を貸していただいた場合に、区が賃貸人に家賃の一部（1戸あたり月額4万円）を補助金としてお支払いすることで、入居者の方の家賃負担額を減額していただく制度を実施しています。補助の条件等はお問合せください。

◆賃貸人への協力金◆

家賃低廉化補助を受けることが決定した住宅の賃貸人に、区より、協力金として1戸あたり10万円を交付します。

◆家賃低廉化補助対象住宅への転居費用補助◆（時限措置：期間は問い合わせ下さい）

家賃低廉化補助対象住宅に転居するひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難になるなどの特別な事情がある世帯は、転居にかかる費用を1世帯あたり5万円を上限に補助します。

お問い合わせ 世田谷区都市整備政策部居住支援課 03-5432-2505

居住支援法人の紹介

◆居住支援法人とは◆

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、低額所得者、被災者、子どもを養育する者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、家賃債務保証の提供や賃貸住宅への入居促進に係る住宅情報の提供・相談・見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するものです。

◆居住支援法人一覧（世田谷区居住支援協議会会員）◆

1 ホームネット株式会社

- 事務所所在地：新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階
- 連絡先：0120-460-560（月曜と木曜の9～18時）
- 対象者：高齢者

事業内容

- （1）世田谷区住まい見守り・補償サービス初回登録料補助金制度の対象となる見守りサービス「見まもっTELプラス」「HNハローライト」の提供
- （2）高齢者を中心とした入居相談（月曜と木曜の9～18時）
上記フリーダイヤルで相談を受け、お部屋探しをお手伝い
- （3）安心して依頼できる家財整理事業者の見積・作業手配
03-6630-8037（平日9～18時）

2 株式会社ケアプロデュース

- 事務所所在地：世田谷区上馬2-25-4 フレックス三軒茶屋2階
- 連絡先：03-6453-4195
- 対象者：高齢者

事業内容

- （1）高齢者の住まい探し（健常な方も介護が必要な方も）
相談店舗「有料老人ホーム情報館」で来館・電話・訪問相談を行っています。区内100か所以上の高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅、老人ホームと連携し紹介、あっせん、情報提供を行っています。
- （2）終活相談
後見、遺言、相続、葬儀等、将来の不安に関する相談を行っています。
- （3）見守り電気駆けつけ家族代わりサポート
「見守り電気」で電気使用量をチェックし一人暮らしでも安心して生活できるようサポートしています。

3 NPO法人 せたがや福祉サポートセンター

- 事務所所在地：世田谷区梅丘1-61-13-301
- 連絡先：03-6413-1506
- 対象者：高齢者、障害者、その他（応相談）

事業内容

2000年にNPO法人となり、市民によるささえあいのまちづくりを目指して、「世田谷たすけあいネット」を2004年から開始しています。（電話相談、ちょこっとサービス、安否確認等）高齢者、障害者等の生活弱者（困っている人、支援を必要とする人）をささえる地域作りをしています。

4 生活クラブ生活協同組合

- 事務所所在地：世田谷区宮坂3-13-13
- 連絡先：03-6388-9543
- 対象者：主に低額所得者の方、高齢者の方、子育て中の方など住まいにお困りの方

事業内容

住まいの問題は最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者向け住宅などの福祉事業及び増改築工事・片付けなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方・高齢者の方・子育て中の方・低額所得者の方など住まいにお困りの方、皆さんの住まいの問題を共に解決していきたいと考えます。

5 社会福祉法人 大三島育徳会

- 事務所所在地：世田谷区鎌田3-16-6
- 連絡先：03-5491-0344（居住支援法人博水の郷） FAX：03-5491-0343
- 対象者：区内の高齢者、障害者、低所得者等住宅の確保に困っている区民の方

事業内容

地域に根差した社会福祉法人としての長年の経験と実績をもとに支援いたします。

(1) 住まいの支援を行います

- ①住宅の確保 ②住宅の提供（当法人が借り上げた住宅を転貸）

(2) 生活支援を行います

- ①見守り ②通院同行 ③行政手続き支援 ④支援機関との連携 ⑤悩み相談 ⑥就労支援 等



令和4年12月発行

発行：世田谷区居住支援協議会

事務局：世田谷区都市整備政策部居住支援課

☎03-5432-2499 FAX 03-5432-3040